年 月 日

## 東久留米市章使用届

東久留米市長 殿

東久留米市章の使用等に関する要綱第3の規定により、次のとおり届け出ます。

水八田木中手の区川寺に関する安棡州ものが足により、人のともり曲より。		
	住所	₸
申	又は 所 在 地	
	氏 名	
請	又は 団 体 名	
者	(代表者)	
	連絡先(電話番号)	
	(电前街 勺)	
使 用 目 的		
使用方法・場所等		
※ 使用内容、使用形態、形状、 数量等が具体的に分かるように記載してください。		
使月	用期間	

備考 使用の仕様が分かるように見本等を添付してください。